

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表
【令和 6 年度】

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年版）							新条文（令和6年版）							改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編	章	節	条	項	項以下	
1	1	1	14	1	1	総則 工事の一時中止	1	1	1	14	1		総則 工事の一時中止	1	1	1	14	1		誤記修正	
1	1	1	19	4		総則 建設副産物	1	1	1	19	4			1	1	1	19	4		諸法令の改定にともなう	
1	1	1	19	4		総則 建設副産物	1	1	1	19	4		総則 建設副産物	1	1	1	19	4		表現修正	
							1	1	1	19	6		総則 建設副産物								条文の追加
							1	1	1	19	7		総則 建設副産物								条文の追加
							1	1	1	19	7		総則 建設副産物								条文の追加
							1	1	1	19	8		総則 建設副産物								条文の追加
							1	1	1	19	9		総則 建設副産物								条文の追加
							1	1	1	19	10		総則 建設副産物								条文の追加
1	1	1	21	7		総則 工事完成検査	1	1	1	21	7		総則 工事完成検査	1	1	1	21	7			誤記修正
1	1	1	22	5		総則 出来形検査等	1	1	1	22	5		総則 出来形検査等	1	1	1	22	5			誤記修正

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年版）							新条文（令和6年版）							改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編	章	節	条	項	項以下		
1	1	1	26	1		総則 週休2日の対応	1	1	1	26	1		総則 週休2日の対応	1	1	1	26	1		なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	なお、週休二日は、 土日 を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が 交替 しながら 月単位 で4週8休以上の休日を確保するものであり、 その 実施に努めなければならない。	休日の質の向上の更なる推進のため
1	1	1	28	1		総則 工事中の安全確保	1	1	1	28	1		総則 工事中の安全確保	1	1	1	28	1		受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、 最新の 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正
1	1	1	34	5		総則 交通安全管理	1	1	1	34	5		総則 交通安全管理	1	1	1	34	5		受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	14		総則 交通安全管理	1	1	1	34	14		総則 交通安全管理	1	1	1	34	14		受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年4月改正 政令第32号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(10)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(10)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(13)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(13)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(15)	現行条文（令和5年版）	1	1	1	36	1	(15)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(16)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(16)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(22)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(22)	総則 諸法令の遵守	1	1	1	36	1	(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	諸法令の改定にともなう

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年版）							新条文（令和6年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		項以下	編章節条
1	1	1	36	1	(40)	総則 諸法令の遵守	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	1	1	1	36	1	(40)	総則 諸法令の遵守	電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(41)	総則 諸法令の遵守	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(41)	総則 諸法令の遵守	消防法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(43)	総則 諸法令の遵守	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1	1	1	36	1	(43)	総則 諸法令の遵守	建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(63)	総則 諸法令の遵守	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(63)	総則 諸法令の遵守	厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(68)	総則 諸法令の遵守	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	1	1	1	36	1	(68)	総則 諸法令の遵守	所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(70)	総則 諸法令の遵守	船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(70)	総則 諸法令の遵守	船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(72)	総則 諸法令の遵守	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	1	1	1	36	1	(72)	総則 諸法令の遵守	電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(75)	総則 諸法令の遵守	農薬取締法（平成30年12月改正 法律第53号）	1	1	1	36	1	(75)	総則 諸法令の遵守	農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(76)	総則 諸法令の遵守	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(76)	総則 諸法令の遵守	毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(80)	総則 諸法令の遵守	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	1	1	1	36	1	(80)	総則 諸法令の遵守	個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	(81)	総則 諸法令の遵守	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	36	1	(81)	総則 諸法令の遵守	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	2	35			用語の定義	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	1	1	1	36	1	(81)	総則 諸法令の遵守	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員等が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	表現修正
1	3	1	0	3		適用	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3		適用	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定]（施工編）」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
1	3	2	0	1		適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月）	1	3	2	0	1		適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（2023年9月）	発行に伴う修正
1	3	2	0	1		適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月）	1	3	2	0	1		適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定]（2023年3月）	発行に伴う修正
1	3	5	4	2	(6)	現場練りコンクリート材料の計量及び練混ぜ	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	(6)	現場練りコンクリート材料の計量及び練混ぜ	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	6	9	2		運搬・打設養生	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。	1	3	6	9	2		運搬・打設養生	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を目安とする。	諸基準類の改定にともなう

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和5年版)							新条文 (令和6年版)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		編章節条項以下	
1	3	6	9	2		運搬・打設養生									削除	諸法令の改定にともなう
1	3	6	9	2		運搬・打設養生	表3-3 コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2		運搬・打設養生	表3-3 コンクリートの 湿潤養生期間の目安	諸法令の改定にともなう
1	3	7	3	3		鉄筋工加工	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3		鉄筋工加工	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
1	3	9	2	3		暑中コンクリート施工	打設時のコンクリート温度は、 35°C以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3		暑中コンクリート施工	打設時のコンクリート温度の上限は、 所定の品質を確保できる場合は38°Cとし、それ以外の場合は35°Cとする。	諸法令の改定にともなう
1	3	10	2	1	(1)	寒中コンクリート施工	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を そのまま 用いてはならない。	1	3	10	2	1		寒中コンクリート施工	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	2	7		水中コンクリート施工	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミーまたはコンクリートポンプ を使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7		水中コンクリート施工	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋 を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	2	9	(1)	水中コンクリート施工	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 落下 できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、 打設中にトレミーを水平移動 してはならない。	1	3	12	2	9	(1)	水中コンクリート施工	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 に移動 できる大きさとし、打設中は、 先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動 してはならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	3	1		水中コンクリート海水の作用を受けるコンクリート	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの 施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1		水中不分離性コンクリート施工	受注者は、海水の作用、 波浪や海水飛沫の影響 を受ける 構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工 しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	3	2		水中コンクリート海水の作用を受けるコンクリート	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2		水中コンクリート海水の作用を受けるコンクリート	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	13	3	3		水中不分離性コンクリートの製造	ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3		水中不分離性コンクリートの製造	ただし、水及び混和剤溶液は 第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量 してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
2	2	3	1	1		骨材一般事項	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	1		骨材一般事項	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）	JIS改正
2	2	6	1	2		セメント及び混和材料一般事項	受注者は、セメントを 防湿的な 構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2		セメント及び混和材料一般事項	受注者は、セメントを 防湿構造 を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
2	2	6	3	5		セメント及び混和材料混和材量	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5		セメント及び混和材料混和材量	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定] JSCE-D102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

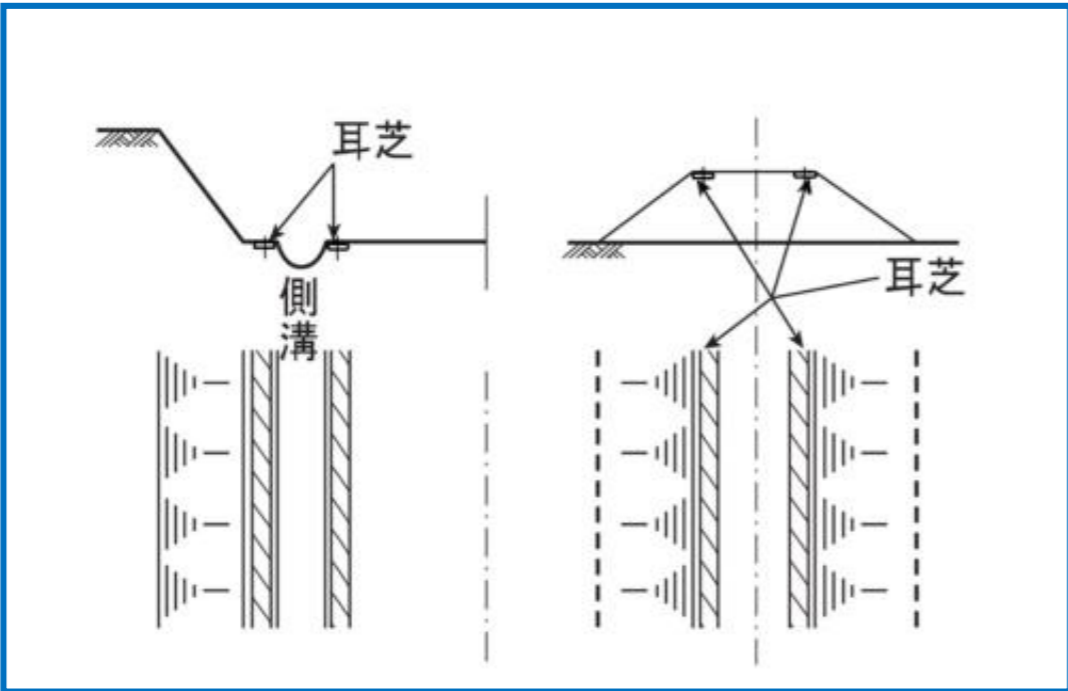
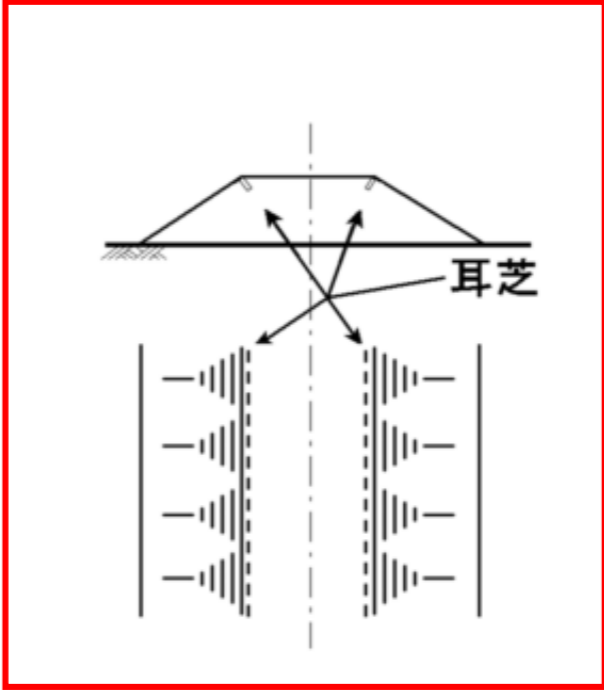
現行条文（令和5年版）										新条文（令和6年版）										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文			
2	2	6	4	1		セメント及び混和材料 コンクリート用水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	2	2	6	4	1			セメント及び混和材料 コンクリート用水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	JIS改正			
2	2	8	3			瀝青材料 再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3				瀝青材料 再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう			
3	2	2				適用すべき諸基準	環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2					適用すべき諸基準	環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	発行年月の修正			
3	2	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2					適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）	発行に伴う修正			
3	2	2				適用すべき諸基準	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2					適用すべき諸基準	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）	発行年月の修正			
3	2	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕（2018年10月）	3	2	2					適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正			
3	2	3	14	2	(1)		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編〔2018年制定〕」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)		なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正				
3	2	6	11	6			表3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質										削除			
3	2	17	2	1			なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1			なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改定にともなう				
6	3	2					国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	6	3	2					国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	発行年月の修正				
6	3	2					国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	6	3	2					国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	発行年月の修正				
6	5	1		5			受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	6	5	1		5			受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	発行に伴う修正				
8	1	2					土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月）	8	1	2					土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正				
8	1	2					土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）	8	1	2					土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正				
9	1	2					コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月）	9	1	2					土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月）	発行に伴う修正				
9	1	4	5	2		2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	9	1	4	5	2		2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう				
10	2	2				適用すべき諸基準	土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	10	2	2				適用すべき諸基準	土木学会 舗装標準示方書〔2023年制定〕（令和5年10月）	発行に伴う修正				
10	2	4	10	4		コンクリート舗装工	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4		コンクリート舗装工	初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正				

千葉県 土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和5年版）							新条文（令和6年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	現行条文
10	3	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	10	3	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]（令和5年2月）	発行に伴う修正
10	7	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月）	10	7	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定]（令和5年3月）	発行に伴う修正
10	7	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月）	10	7	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（令和5年9月）	発行に伴う修正
10	15	3	1	7		一般事項	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	10	15	3	1	7		一般事項	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	表現修正

表番号	現行条文 (令和5年版)	新条文 (令和6年版)	改定理由																																																				
1-3-5-4-2 (6) 表1-3-2 計量値の許容差	<p style="text-align: center;">表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p style="text-align: center;">表3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水</td><td>1</td></tr> <tr><td>セメント</td><td>1</td></tr> <tr><td>骨材</td><td>3</td></tr> <tr><td>混和材</td><td>2※</td></tr> <tr><td>混和剤</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	諸基準の改定に伴う																												
材料の種類	最大値 (%)																																																						
水	1																																																						
セメント	1																																																						
骨材	3																																																						
混和材	2※																																																						
混和剤	3																																																						
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																						
水	1																																																						
セメント	1																																																						
骨材	3																																																						
混和材	2※																																																						
混和剤	3																																																						
1-3-6-9 2.湿潤状態の保持 表1-3-3	<p style="text-align: center;">表3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15℃以上</td><td>5日</td><td>7日</td><td>3日</td></tr> <tr><td>10℃以上</td><td>7日</td><td>9日</td><td>4日</td></tr> <tr><td>5℃以上</td><td>9日</td><td>12日</td><td>5日</td></tr> </tbody> </table> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p style="text-align: center;">表3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15℃以上</td><td>3日</td><td>5日</td><td>7日</td><td>8日</td><td>10日</td></tr> <tr><td>10℃以上</td><td>4日</td><td>7日</td><td>9日</td><td>9日</td><td>※</td></tr> <tr><td>5℃以上</td><td>5日</td><td>9日</td><td>12日</td><td>12日</td><td>※</td></tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用、試験により定める。 [注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	諸基準の改定に伴う												
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	早強ポルトランドセメント																																																				
15℃以上	5日	7日	3日																																																				
10℃以上	7日	9日	4日																																																				
5℃以上	9日	12日	5日																																																				
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																		
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																		
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																		
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																		
1-3-10-3 5.養生温度表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	諸基準の改定に伴う
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																			
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種																																																			
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			

表番号	現行条文 (令和5年版)	新条文 (令和6年版)	改定理由																																																						
3-2-6-11 6.接着剤の塗布表3-2-32 (1)	<p style="text-align: center;">表 2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JISK6833-1, 2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)</p> <p>*2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2*2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1	<p style="text-align: center;">表 2-32 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JISK6833-1, 2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)</p> <p>*2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2, JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2*2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1	表2-32 (2) の削除
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型			ゴム系溶剤型			試験方法																																																		
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1																																																					
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2*2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																																																					
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶 剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																					
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1																																																					
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1, 2*2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																																																					
3-2-6-11 6.接着剤の塗布表3-2-32 (2)	<p style="text-align: center;">表 2-32(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃) 分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833 -1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適応する床版の種類に応じた下地材を使用する。</p> <p>*2 試験方法は JIS K 6833-1,2, JIS K 6837-1,2などを参考に実施する</p> <p>[注2] 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p>	項目	種類			試験方法	溶剤型	水性型	水性型	指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833 -1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1		同上																										
項目	種類			試験方法																																																					
	溶剤型	水性型	水性型																																																						
指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1																																																					
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833 -1,2 *2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																					
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																					

表番号	現行条文 (令和5年版)	新条文 (令和6年版)	改定理由
<p>3-2-14-2 6.耳芝図3-2-6</p>			<p>現場実装との整合</p>